広島県告示第二十一号

の例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第五十四条の二第四項において準用する永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてそ 旨の届出があった。 生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

平成二十四年一月十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

有限会社上西	有限会社上西	企業団と病院	企業団と病院	名事業者の
野一〇六八番地一尾道市美ノ郷町中	野一〇六八番地一尾道市美ノ郷町中	五〇番地一三原市久井町江木	五〇番地一三原市久井町江木	の 所 在 地
所護支援事業 の居宅	介護事業所あけぼの訪問	援事業所」 公立くい病院	公立くい病院	名 事 業 所 称の
野一〇六八番地一尾道市美ノ郷町中	野一〇六八番地一尾道市美ノ郷町中	五〇番地一三原市久井町江木	五〇番地一三原市久井町江木	所業 在所 地の
月三一日 平成二三年三	月三一日 平成二一年一二	月三〇日 平成二三年九	月三〇日平成二三年九	廃止年月日